PC レンタル特約

本特約（以下「本特約」といいます）は、明電システムソリューション株式会社（以下「当社」といいます）がお客様に提供する安全体感教育関連製品である VR のサブスクリプションサービス又はレンタルサービスに付随して提供するパソコン機器等（以下「PC 機器」といいます）の利用に関する特約です。本特約は「安全体感教育関連製品サブスクリプションサービス約款」又は「安全体感教育関連製品レンタルサービス約款」（以下あわせて「VR 約款」といいます）と一体として解釈されるものとし、本特約に定めのない事項については VR 約款の規定が適用されます。本特約と VR 約款の規定が矛盾する場合は、以下の優先関係に従うものとします。

優先関係	
1	PC 機器に関する事項については、本特約が優先して適用されます。
2	VR 機器に関する事項については、VR 約款やその他当社が提供する約款が優先して適用されます。

第１条（PC 機器の貸出）

１．当社は、安全体感教育関連製品である VR のサブスクリプションサービス又はレンタルサービスの一部として、PC 機器をお客様に貸し出します。

２．PC 機器は、①当社が所有する PC 機器をお客様に貸与するもの、又は、②当社が第三者（以下「PC 提供元」という。）から賃借し、お客様に転貸するものとします。

３．PC 機器の使用に際し、お客様と第三者との間で生じた一切の紛争については、お客様の責任において誠実にこれを解決するものとし、当社に損害が生じた場合には、お客様はこれを賠償するものとします。

第２条（PC 機器の保証）

１．当社はお客様に対し、引渡し時において PC 機器が正常な性能を備えていることのみを担保し、PC 機器の商品性又はお客様の使用目的への適合性については担保しません。

２．すべての契約に際して、PC 機器と併せて使用される任意のソフトウェアまたはハードウェアについて、当社は一切の動作保証を負わないものとします。

３．すべての契約に際して、お客様の使用環境に起因する問題について、当社は一切の動作保証を負わないものとします。

第３条（サポート範囲及び PC 機器の取り替え）

１．当社が負うべきサポートの範囲は、原則として PC 提供元の製品保証規約に準じます。

２．前項にかかわらず、お客様の責めに帰すべき事由も含めて、PC 機器に生じた次の＜対象となる事故＞記載の事故による損害に対して、当社は PC 機器の修理又は同等以上のものに交換します。なお、下記の＜対象外の主な事項＞に記載の事項は対象外となります。

＜対象となる主な事故＞

火災、破裂・爆発、落雷、台風・暴風等の風災、航空機の墜落・車両の衝突等の交通機関の事故、騒じょう、労働争議、建物等の崩壊等

＜対象外の主な事項＞

お客様の故意、重大な過失、日本国外で生じた損害、地震もしくは噴火またはこれらに随伴して生じた損害、すり傷、かき傷等、その他外観上の損傷または汚損であって、PC 機器の有する機能の喪失または低下を伴わない損害、PC 機器の自然消耗、劣化、かび、さび、変色、腐食等による損害、PC 機器の欠陥によって生じた損害、お客様の倒産またはこれに類似の事態に随伴して発生した窃盗、強盗、差押え、没収等による損害、等

３．前項にかかわらず、PC 機器の修理又は取替えに過大な費用又は時間を要する場合、当社は、賃貸借契約（定義は VR 約款に定める。以下同じ。）を解除することができます。

４．当社は、第 2 項の場合、PC 機器の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を減免することがあります。

５．当社は、PC 機器が正常に動作しないことに関し、第 1 項から第 4 項に定める以外の責を負いません。

第４条（PC 機器の使用保管）

１．お客様は、PC 機器を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する諸費用はお客様の負担とします。

２．お客様は、事前に当社の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。

①PC 機器を当初の設置場所又は当社の書面（メールを含む。）による承諾を得た場所以外に移動すること。

②PC 機器を第三者に譲渡又は担保に供すること。

③PC 機器に貼付された所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、又は汚損すること。

④PC 機器について質権及び譲渡担保権、その他所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。

⑤PC 機器を改造すること。

⑥PC 機器を第三者に転貸に供すること。

３．お客様がPC機器の引渡しを受けてから返還するまでの間に、PC機器自体又はその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、お客様がこれを賠償します。
４．お客様は、PC機器について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたとき（盗難、紛失その他理由の如何、責に帰すべき事由の如何を問わず、お客様がPC機器を当社に原状のまま（自然損耗を除く）返還できない事態が生じたことを含む）は、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。
５．前項の場合において、お客様がPC機器保全のために必要な措置をとった場合、お客様はその一切の費用を負担します。また、前項に定める返還できない事態が生じたとき、当社の指示に従い、当社に当該PC機器に係る補償を行うものとします。

第５条（国外持ち出しの禁止）
１．当社は、お客様がPC機器を日本国外に持ち出すことを禁止します。
２．前項にもかかわらず、お客様がPC機器を国外に持ち出す場合、当社はPC機器の輸出に関連する一切の費用及び責任を負いません。
３．当社が、国内外の官公庁を含む第三者から輸出に関連して何らかの異議又は請求を受けた場合、お客様の協力の下、当社が自らの裁量によりこれに対応するものとし、これに要した一切の費用（弁護士費用、人件費を含む）について、国内外の官公庁を含む第三者から輸出に関連して何らかの異議又は請求を当社はお客様に求償できるものとし、お客様は当該求償に基づく金額を当社に補償するものとします。なお、疑義を避けるために明記すると、当社は、本項の規定にかかわらず、お客様の前項にかかる契約違反について、損害賠償請求の権利を放棄するものではないことを付言します。

第６条（ソフトウェアの複製等の禁止）
PC機器にインストールされているソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます）は、PC機器の一部を構成するものとし、お客様は、次の行為を行うことはできません。
①有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用権を設定すること。
②ソフトウェアをPC機器以外のものに利用すること。
③ソフトウェアを複製すること。
④ソフトウェアを変更又は改変すること。
⑤前各号のほか、ソフトウェアの権利者の権利を侵害又はそのおそれのある行為を行うこと。

第７条（PC 機器の返還）

１．レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により賃貸借契約が終了した場合、お客様は当社に対し、PC 機器を第 2 項の消去を行ったうえで、直ちに PC 機器を当社の指定する場所に返還します。

２．お客様は、PC 機器に自己が所有するデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを自らの責任と費用負担により当該データ等を消去して返還するものとします。当社は、返還を受けた PC 機器にデータが残存する場合、このデータの毀損、漏洩等に起因してお客様その他第三者に生じた損害に関して一切責任を負いません。

３．お客様が第 1 項の義務の履行を怠った場合、お客様は当社に対し、1 ヶ月当たりレンタル料金に、レンタル期間の終了日の翌日から PC 機器の返還日までの月数を乗じた金額を遅延損害金として支払うものとします。なお、1 ヶ月に満たない日数は 1 ヶ月とみなします。

第８条（秘密保持）

１．当社及びお客様は、賃貸借契約に基づく取引に関連して知り得た相手方の技術上、その他の業務上の秘密（以下「秘密情報」といいます）を、善良な管理者の注意義務をもって秘密として取り扱い、賃貸借契約の履行以外の目的に使用せず、かつ、第三者に開示・提供、又は漏洩してはならないものとします。

２．当社及びお客様は、前項に定める義務を履行するために、相手方から受領した秘密情報を、次の各号に従い取り扱うものとします。

①賃貸借契約を履行するために接する必要のある自己の役員及び従業員以外の者が相手方の秘密情報に接することのないように管理及び保管し、並びに当該秘密情報に接する自己の役員及び従業員に本特約に定める秘密保持義務の内容を遵守させるものとします。

②賃貸借契約の履行のために必要最小限の範囲を超えて秘密情報を複写及び複製しないものとします。

③相手方から要請があった場合又は相手方の秘密情報が不要となった場合、当該秘密情報（複写、複製物も含みます）を、相手方に返還又は廃棄若しくは消去するものとします。

第９条（秘密保持の例外）

１．前条にかかわらず、当社及びお客様は、次の各号のいずれかに該当することを相手方に証明できる情報及び相手方から第三者に開示することにつき書面による承諾を得た秘密情報については、前条に定めるいずれの義務も負わないものとします。

①開示時に既に公知となっている情報

②開示時に既に知っていたことを証明できる情報

③開示後に自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
④開示後に第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手したことを証明できる情報
⑤秘密情報とは無関係に自己が独自に開発したことを証明できる情報

２．前条にかかわらず、当社及びお客様は、裁判所、政府、行政機関等（以下「公的機関」といいます）から法令に基づき秘密情報の開示を命令又は要求された場合には、事前に、又はこれが困難な時は事後速やかに相手方にその旨を通知の上、公的機関に対して秘密情報を開示することができるものとします。ただし、当社及びお客様は、当該命令又は要求により開示する秘密情報の範囲を必要最小限とするように努めるものとします。

第１０条（損害賠償）

当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、当社が賃貸借契約又は本特約に違反したことに起因又は関連してお客様に損害を与えた場合において当社の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、当該損害にかかる一物件あたりのレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とし、レンタル期間が 12 ヵ月を超える場合は、当該損害にかかる一物件あたりのレンタル料金の 12 ヵ月相当額を上限とします。

第１１条（中途解約）

当社は、PC 提供元との契約が中途解約された場合など、当社の責めに帰さない事由により本特約の履行が困難となった場合、書面による合理的な予告期間をもって、本契約を解除することができるものとします。

第１２条（約款変更）

当社は、本特約の内容を予告なく変更することがあります。変更後の特約は、当社が別途定める場合を除いて、当社ウェブサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。